

健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を説明申し上げます。

健康福祉部関係の令和8年度当初予算案の総額は、一般会計1,450億9,916万1千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計4億6,699万9千円、地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計39億9,751万4千円、国民健康保険特別会計1,750億5,816万9千円、総合リハビリテーション事業会計18億6,144万2千円であります。

健康福祉部では、これまで、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」が掲げる「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」という基本目標の実現のため、「信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各種計画に基づく施策に、全力で取り組んでまいりました。

令和8年度は、4年目を迎える「しあわせ信州創造プラン3.0」のほか、3年目を迎える「第3期信州保健医療総合計画」、「第9期長野県高齢者プラン」、「長野県障がい者プラン2024」等を着実に推進するため、「少子化と人口減少の急速な進行」、「社会に存在する様々な格差」、「デジタル化の急速な進展への対応」といった課題に対して、保健・医療・福祉施策を一体的に推進するとともに、「適切な医療・介護提供体制の整備と人材確保」、「社会全体での健康づくり・疾病対策の推進」、「県民生活の安全・安心の確保」、「誰もが自分らしく活躍できる環境の整備」に重点的に取り組んでまいります。

以下、令和8年度の主な施策につきまして、長野県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」の政策の柱に沿って、順次、説明申し上げます。

【持続可能で安定した暮らしを守る】

総合5か年計画は、「持続可能で安定した暮らしを守る」ことを政策の柱の一つに据え、「健康づくり支援と医療・介護サービスの充実を図る」こと、「県民生活の安全を確保する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、疾病予防の推進、医療・介護提供体制の充実、医療・福祉人材の確保、自殺対策の推進などに取り組んでまいります。

(信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進)

はじめに、信州ACE (エース) プロジェクトと疾病予防の推進についてでございます。

県民の健康づくりを推進するため、市町村や保険者、企業等と連携し、県民が一体となって健康長寿を目指す「信州ACE (エース) プロジェクト」を進めてまいります。

また、県民の生活の質の向上と医療・介護費の適正化を念頭に、大学と連携した減塩の啓発や野菜摂取の促進など、循環器病予防に資する普及啓発活動を展開します。さらに、保健・医療・介護データの分析や情報提供により市町村等の保健活動を支援するとともに、ライフステージに応じた課題への対応にも取り組んでまいります。

働き盛り世代につきましては、スマートフォンアプリを活用した企業対抗ウォーキングの実施や、長野県版身体活動ガイドを用いた運動習慣定着に向けた普及啓発を進めるとともに、企業や関係団体と連携し、健康に配慮した食事を選択しやすい環境づくりに取り組むことで、運動習慣の定着と食生活の改善を促してまいります。

高齢者につきましては、健康運動指導士等を市町村や企業へ派遣し、転倒防止など要介護リスクの高い事象への対応を促すとともに、予防に携わる関係者の知識・技術の向上を目的とした研修会の開催などを通じて、フレイル予防の取組を支援してまいります。

また、歯科口腔保健につきましては、歯科衛生士の復職を支援するとともに、業務内容や専門職としての魅力を広くPRし、歯科専門職の確保に取り組んでまいります。あわせて、大学生等を対象に歯科検診を実施し受診機会の拡充を図ることで、全身の健康づくりと一体となった取組を推進してまいります。

市町村国保においては、各市町村が令和8年度に実施する第3期データヘルス計画の中間評価に向け、県内市町村の共通評価指標等に基づくデータ分析結果を提供するとともに、評価の進め方に関する助言を行うなど、市町村被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化を支援してまいります。

(医療・介護提供体制の充実)

次に、医療・介護提供体制の充実についてでございます。

人口減少や高齢化に伴う医療ニーズの変化に加え、物価や人件費の高騰など、本県の医療を取り巻く環境は大きく変化しており、持続可能で安全・安心な医療提供体制の確保が喫緊の課題となっています。このため、県民が必要な医療を安定的に受けられるよう、不採算分野である政策医療への支援を強化してまいります。

まず、救命救急センターへの運営費補助については、信州大学医学部附属病院を新たに対象に加え、救急医療体制の維持・充実を図ります。また、物価高騰により増加した救命救急センター及び周産期母子医療センターの運営コストにつ

いては、国の補助額が見直されるまでの間、県独自の上乘せ支援を実施します。さらに、身体合併症を有する精神疾患患者を受け入れる医療機関への支援についても継続いたします。

あわせて、2040年頃を見据えた医療提供体制の将来ビジョンとなる新たな地域医療構想の策定を進めるとともに、診療実績等のデータ分析・提供を通じて、医療機能の見直しや病院間連携の取組を力強く後押ししてまいります。

循環器病対策につきましては、予防に資する取組に加え、再発や増悪の防止のため、急性期から回復期以降まで切れ目なく患者支援を継続することが重要であることから、医療機関、介護事業者、自治体等が連携する地域連携体制や、多職種間におけるネットワークの構築を進めてまいります。

地方独立行政法人長野県立病院機構につきましては、これまで本県の地域医療や高度・専門医療に大きく貢献してきましたが、近年は厳しい経営状況が続いています。このため、令和7年度を始期とする第4期中期計画において経営改善に継続して取り組むとともに、県と病院機構が連携し、質が高く効率的な医療を持続的かつ安定的に提供してまいります。

子どもや障がい者等の経済的負担を軽減する福祉医療費給付事業につきましては、新たに精神障がい者の入院医療費を補助対象とする事業の拡充を行い、さらなる福祉の向上を図ってまいります。

介護提供体制の充実につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケア体制の深化・推進を目指し、介護保険事業の実施主体である市町村の支援等に取り組んでいるところです。

特に、令和8年度が最終年度となる「第9期長野県高齢者プラン」で位置付け

ている高齢者の生活支援サービスにつきましては、生活支援コーディネーターを中心に多様な主体が連携できる体制を構築するため、新たに生活支援共創プラットフォームの整備を進めてまいります。

また、令和9年度から3年間の「第10期長野県高齢者プラン」の策定に当たりましては、市町村と連携・協力するとともに、保健・医療・福祉などの関係者から幅広く施策の方向性等についてご意見を伺いながら、高齢者福祉全般にわたる県の施策を示してまいります。

このほか、特別養護老人ホーム等の施設整備を着実に進めるとともに、高齢者施設等における防災・減災対策への支援にも取り組んでまいります。

（医療・福祉人材の確保）

次に、医療・福祉人材の確保についてでございます。

医師の確保につきましては、医師不足や地域・診療科の偏在を解消するため、医師無料職業紹介や研究資金の貸与などにより即戦力となる医師の確保を進めるほか、大学医学部の地域枠の学生を含む修学資金貸与事業の拡大や、貸与を受けた医学生へのキャリア形成支援の充実を図り、将来の地域医療を担う医師の養成・確保に努めてまいります。

また、本県では、医師の働き方改革の進展や高齢者人口の増加により医師派遣の需要が増加しています。これまで県では自治医科大学出身医師及び修学資金貸与医師の配置について、信州大学医学部と協議を行ってきましたが、これら以外の医師についてもより効率的な派遣を実現するため、県と信州大学医学部等との協議体制を一層強化してまいります。

信州大学医学部等と締結予定の地域医療に関する連携協定に医師派遣に関する取組を盛り込むとともに、両者が共同で検討・調整する「推進会議（仮称）」

を設置することで、最適な医師配置を進める仕組みを整えます。

さらに、信州大学医学部附属病院から地域の中核的な病院への医師派遣を支援する新たな補助金を設け、安定的な医師確保を財政面からも支えます。

看護職員の確保につきましては、看護師等養成所や病院内保育所運営費の補助拡充や看護学生への修学資金の貸与などにより、新規養成に向けた取組を推進してまいります。

また、特定行為研修や認定看護師資格の取得に対する支援の充実を図るとともに、ナースセンターによる研修や就労相談会等を通じて再就業の促進にも努めてまいります。

薬剤師の確保につきましては、潜在有資格者を対象とした復職・就業説明会や、中高生等に向けた職業理解のための説明会を開催するとともに、特に不足している病院に勤務する薬剤師に対しては奨学金返還の助成を行うなど、県内への就業促進と必要な薬剤師の確保に努めてまいります。

介護職員の確保につきましては、資格取得から入職までの一体的な支援の実施や、福祉系高校の入学者に対する修学資金の貸付を行うとともに、外国人介護人材の確保・定着を図るため、事業経営者向けの外国人活用セミナーの開催、外国人材向け住居を借り上げる際の家賃等への支援、事業者の海外現地での採用活動の支援など、総合的な人材確保対策に取り組んでまいります。

また、ケアの質向上につながる介護・障害福祉現場の生産性向上に向け、職員の負担軽減に資する業務改善や介護テクノロジーに関する相談窓口を設置するとともに、職員の処遇改善についても支援してまいります。

(自殺対策の推進)

次に、自殺対策の推進についてでございます。

1月に公表された警察庁の自殺統計（暫定値）によれば、令和7年における本県の自殺者数は318名、自殺死亡率は16.0で、いずれも前年より減少したものの、全国の自殺死亡率15.4を依然として上回っております。

また、20歳未満の自殺者数については、令和6年確定値において全国では過去最多となった一方、本県では減少し、全国平均を下回る水準となりました。これは、「子どもの自殺ゼロ」を目指して取り組んできた本県の施策が一定の成果を上げているものと受け止めております。

しかしながら、変動の大きい単年の自殺死亡率ではなく、長期的な傾向を示す5年平均死亡率で見ると、依然として全国平均には達しておらず、低い水準を維持するためには継続的な対策が必要です。

このため、本県では、全国に先駆けて実施している「子どもの自殺危機対応チーム」の運用を一層強化するとともに、「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、関係機関と連携しながら、総合的な自殺対策を着実に進めてまいります。

（食品・医薬品等の安全対策の推進）

次に、食品・医薬品等の安全対策の推進についてでございます。

飲食に起因する健康被害の発生を未然に防ぐため、食品関係施設に対する監視指導を実施するとともに、食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の徹底を図るため、適切な助言・指導を行ってまいります。これらの取組を通じて、県内で製造・加工される食品の安全性を高め、県民の食生活のさらなる向上を図ってまいります。

また、薬局や医薬品販売業者等に対する監視指導を行うとともに、医薬品製造業者等に対しては、適切な製造・品質管理に関する調査や助言を実施してまいります。あわせて、研修会等を通じて薬局薬剤師の資質向上を図り、かかりつけ薬

局の機能強化を推進してまいります。

旅館業の無許可営業者への対策につきましては、外部委託によるインターネット上の監視や、保健所による指導時の通訳派遣を実施し、宿泊税導入に際して求められる税負担の公平性の確保と、宿泊施設の衛生環境の保全に努めてまいります。

【快適でゆとりのある社会生活を創造する】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「快適でゆとりのある社会生活を創造する」では、「文化、スポーツの振興などゆとりある暮らしを創造する」ことなどを施策として掲げております。

これを踏まえ、健康福祉部では、文化芸術の力の様々な領域への拡大に取り組んでまいります。

(文化芸術の力の様々な領域への拡大)

障がいのある方の文化芸術活動の普及、支援についてでございます。

令和4年度に「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、障がいのある方が芸術文化活動を通じて生きがいや楽しさを感じられるよう支援してまいりました。

今後も、展覧会の開催による発表機会の確保や、各種研修会・ワークショップ等を通じた支援人材の育成、障がいのある方が創作したアート作品のレンタル事業を実施するなど、障がいのある方が芸術文化活動に参加する環境を整備することにより、社会参加への支援と県民の障がいへの理解促進を図ってまいります。

【誰にでも居場所と出番がある社会をつくる】

次に、総合5か年計画の柱の一つである、「誰にでも居場所と出番がある社会をつくる」では、「子どもや若者の幸福追求を最大限支援する」こと、「年齢、性別、国籍、障がいの有無や経済状況等が障壁とならない公正な社会をつくる」こと、「高齢者の活躍を支援する」ことなどを施策として掲げています。

これを踏まえ、健康福祉部では、妊娠・出産の安心向上、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援、障がい者共生社会の実現、シニア世代の社会参加の促進などに取り組んでまいります。

(妊娠・出産の安心向上)

はじめに、妊娠・出産の安心向上についてでございます。

住んでいる地域で妊娠・出産の希望を実現し、安心して子育てまで続けられるようにするためには、多様化するニーズに応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援できる体制の構築が必要です。

このため、「信州母子保健推進センター」において、市町村保健師等を対象とした人材育成や事業の運営等に関する情報発信を行い、母子保健施策の質の向上と地域間格差の是正に取り組んでまいります。

また、今年4月から県立木曽病院で分娩の受入が休止されることを踏まえ、令和7年度は木曽地域を先行モデルとして、地域全体で出産を支える体制づくりに向けた支援策を取りまとめたところです。

来年度は、木曽地域に続き、分娩医療機関のない大北地域にも支援策を展開し、妊婦の皆様が安心・安全に出産に臨める環境を整備してまいります。

(困難を抱える子ども・若者や家庭の支援)

次に、困難を抱える子ども・若者や家庭の支援についてでございます。

不登校等の困難を抱える子どもが自尊感情や自己有用感を高められるようにするため、動物愛護センターをはじめ県内各地で動物介在活動を実施いたしま

す。また、子どもたちの社会参加が円滑に進むようにするため、保護者等を対象としたカウンセリングセミナーも開催いたします。

(障がい者共生社会の実現)

次に、障がい者共生社会の実現についてでございます。

障がいのある人に対する差別をなくし、相互に人格と個性を尊重し合う社会を実現するため、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（長野県障がい者共生条例）」の基本理念や障がいの「社会モデル」の考え方のさらなる普及を目指し、イベントでの啓発や出前講座の実施、積極的に優れた合理的配慮を提供する「ともいきカンパニー」の認定拡大を図ってまいります。

障がい者の働く場の拡大と農業分野の人手不足の緩和を同時に実現する農福連携については、認知度の向上や、農家と障がい者就労施設とのマッチング、障がい特性に応じた技術指導の実施などの取組を一体的に進めてまいります。

あわせて、農業に取り組む施設の作業環境の整備を促進するため、農機具の購入や、新たに熱中症対策に必要な経費についても助成してまいります。

医療的ケア児等への支援については、今年度から信州大学医学部附属病院に運営を委託した「医療的ケア児等支援センター」において、医師に加え、新たにリハビリ専門職や栄養士などをスーパーバイザーとして派遣し、要支援者にとって身近な市町村や各圏域での支援体制の強化を図ってまいります。

高次脳機能障害への支援については、今年度から配置したコーディネーターを中心に、関係機関との連携強化や支援者の養成などを進めてまいります。

また、強度行動障がいについては、適切な支援を行える人材の育成や、事業所への専門人材の派遣による支援力の向上を図るなど、多様な障がいに対してラ

イフステージに応じたサービス基盤の充実に取り組んでまいります。

総合リハビリテーションセンターの整備については、今年度、移転候補地である県営住宅跡地の敷地調査を実施し、地盤等に問題がないことを確認しました。令和14年度の供用開始に向け、来年度は設計者選定のためのプロポーザルを実施し、準備を進めてまいります。

新施設については、今後の人口減少や他病院との役割分担を踏まえ、最適な規模とします。また、整形外科手術を廃止し、中途障がい者の社会復帰を目指す専門リハビリに特化することで、医療から自立訓練・就労支援まで一貫した支援を行う、県内唯一の施設としての役割を果たしてまいります。

この他の県立の障がい福祉施設についても、計画的な改修等を進め、利用しやすい施設としてまいります。

(生活困窮者等の援護を要する人々の支援)

次に、生活困窮者等への支援についてでございます。

継続する物価高騰などに直面する生活困窮者を支援するため、「生活就労支援センター（まいさぼ）」を中心に、家計改善や就労支援など、自立に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。

あわせて、相談員の処遇改善と支援スキルの向上を図ることで支援体制を強化し、生活や就労に関するよりきめ細かな相談支援に対応してまいります。

また、近年の猛暑による熱中症リスクの増加を踏まえ、市町村が実施する住民税非課税世帯を対象としたエアコン設置促進事業への助成や、「長野県フードサポートセンター（ふーさぼ）」による食料支援、「まいさぼ」におけるLED照明器具など生活必需品の提供を通じ、生活にお困りの方のニーズに寄り添った支援を進めてまいります。

(シニア世代の社会参加の促進)

次に、シニア世代の社会参加の促進についてでございます。

人生 100 年時代を迎え、人口減少が一層進む中であって、シニア世代がこれまで培ってきた豊富な知識と経験を生かし、社会活動や就業など様々な場面で活躍できる社会の実現が求められています。

このため、シニア活動推進コーディネーターを中心に、地域課題に関する相談支援や活躍の場の提供、社会参加活動の普及啓発や広報の強化などを進めることで、シニア世代が生きがいを持って活躍できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、長野県シニア大学においては、新たな知識・教養の習得、趣味活動を通じた交流、地域活動や社会参加の学びと実践を支援し、地域で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

以上、令和 8 年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

令和 8 年度当初予算案に係る債務負担行為は、がん先進医療費利子補給に関して 102 万 5 千円を、個人防護具備蓄等事業に関して 7,970 万 6 千円を設定いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案 7 件でございます。

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案」は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従事者、設備及び運営の基準等の一部改正に伴い、乳幼児が市町村の健康診査を受けた場合には、児童福祉施設等における入通所時等の健康診断を不要とするものです。

「長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例案」は、学校教育法の一部改正に伴い、保育学科の入学資格を、大学の入学資格と同等とするものです。

「国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関する条例の一部を改正する条例案」は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、被保険者から子ども・子育て支援金を徴収することとされたことから、国民健康保険事業費納付金の算定の基準等に関し、必要な事項を定めるものです。

「長野県立総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案」は、長野県総合リハビリテーション事業について、経営状況を踏まえ、地方公営企業法上の病院事業とすることに伴い、所要の改正を行うものです。

「長野県附属機関条例の一部を改正する条例案」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行うものです。

「食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案」は、食品衛生法施行規則の一部改正に伴い、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業の施設に関する基準を定めるものです。

「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」は、諸経費の増大に伴い、手数料の額を改定するものです。

事件案は、地方独立行政法人長野県立病院機構の定款変更及び第4期中期計画に係る変更の認可についての2件でございます。

このほか、交通事故に係る損害賠償の専決処分報告1件であります。

以上、健康福祉部関係の議案について、その概要を説明申し上げます。何とぞよろしく御審議の程、お願い申し上げます。